

全 員 協 議 会 資 料

令和5年4月12日

1. 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
支給事業の実施について

(福祉子ども部)・・・P2・3

2. 子どもに係る医療費窓口負担無料化の対象者拡大に向けたシステム改修
等について

(市民部)・・・P4

3. その他 (報告)

- ・職員の収賄事件に係る第三者委員の設置について

(総務部)・・・P5

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の実施について

1. 趣旨

国の令和5年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、食費等の物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（以下単に「給付金」といいます。）を支給します。

2. 支給対象者

給付金は、次のいずれかに該当する人に支給します。

(1) 低所得のひとり親世帯

- ア. 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- イ. 遺族年金や障害者年金の受給により児童扶養手当の支給を受けていないが、令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する人
- ウ. 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について児童扶養手当を受給できる水準に下がる人

(2) その他低所得の子育て世帯

- ア. 令和4年度に支給した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給された方
- イ. 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について市民税均等割が非課税となる水準に下がる人

3. 対象世帯及び児童数（見込数）

給付金の対象世帯数、児童数及び支給予定時期は、次表のとおりです。

対象要件	対象世帯数	児童数	支給予定時期	備考
2 (1) のア	630世帯	1,000人	令和5年5月31日	申請不要
2 (1) のイ	35世帯	50人	未定	申請必要
2 (1) のウ	100世帯	150人	未定	申請必要
2 (2) のア	340世帯	606人	令和5年5月31日	申請不要
2 (2) のイ	100世帯	150人	未定	申請必要

4. 給付金の額、予算及び財源

給付金の額、予算及び財源は、次のとおりです。

(1) 給付金の額：児童一人当たり5万円

(2) 予算及び財源

(歳入内訳)

(千円)

区 分	予算額	説 明
国庫支出金	118,400	給付事業費（ひとり親世帯分）補助金 60,000 給付事務費（ひとり親世帯分）補助金 11,109 給付事業費（その他世帯分）補助金 37,800 給付事務費（その他世帯分）補助金 9,491
歳入合計	118,400	

(歳出内訳)

(千円)

区 分	予算額	説 明
補助費等	97,800	給付金（ひとり親世帯分） 60,000 給付金（その他世帯分） 37,800
人件費	11,228	会計年度任用職員報酬 4,824 一般職時間外勤務手当 5,226 会計年度任用職員期末手当 400 会計年度任用職員共済費 778
物件費	6,265	会計年度任用職員旅費 212 給付事務需用費 345 給付事務役務費 1,046 給付事務委託料 4,600 給付事務使用料及び賃借料 62
歳出合計	115,293 ※歳出額との 差額3,107	※既決予算の会計年度任用職員人件費及び旅費3,107千円を子育て世帯生活支援特別給付金支給事業として振替予定です。

財 源：国の令和5年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(補助率：10/10（事業費、事務費共）)

(5) 支給までの予定

令和5年4月19日 4月招集議会へ第2号補正予算案を提出

5月10日 2(1)ア及び2(2)アの対象者へ案内書を送付

19日 受給辞退申出の締切日

31日 2(1)ア及び2(2)アの対象者への給付金支給日

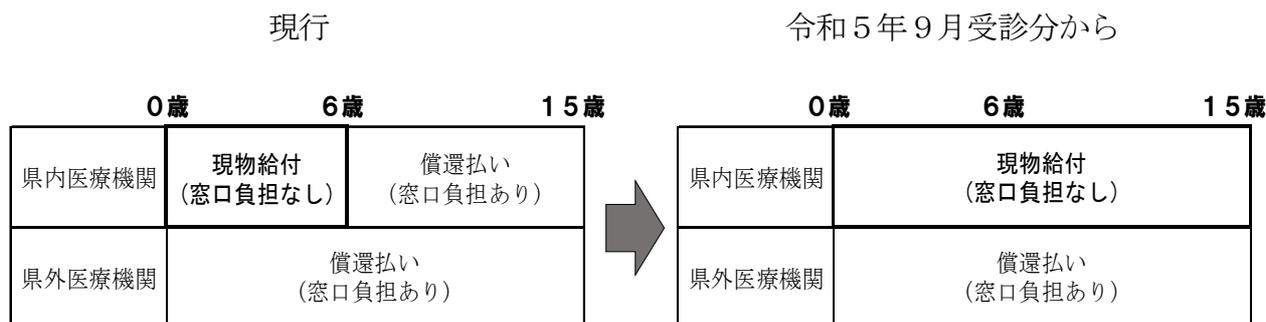
- ・申請による支給は、毎月15日に締め切り、末日に支給します。
 - ・申請不要の2(1)ア及び2(2)アの対象者には、支給通知を郵送します。
- 申請必要の2(1)イ及びウ並びに2(2)イの対象者については、市広報、市ホームページによる周知を行うとともに、対象となり得る可能性がある児童手当受給者へ申請案内を郵送します。

子どもに係る医療費窓口負担無料化の対象者拡大に向けたシステム改修等について

1. 趣旨

現在、本市の子どもに係る医療費助成制度は、医療機関で医療を受けた場合に窓口で自己負担分を支払い、後日その自己負担分が口座振込みにより助成される「償還払い方式」と、未就学児（0歳から6歳に達する年度の末日まで）が県内の医療機関で医療を受けた場合に窓口での自己負担を必要としない「現物給付方式」とを導入しています。

今回、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりの一層の推進を図るため、令和5年9月受診分から、医療機関の窓口での負担が無料となる助成の対象者を未就学児及び小中学生（0歳から15歳に達する年度の末日まで）に拡大しようとするものです。



2. 補正予算について

第2号補正予算では、上記1のための電算システム改修等委託料1,651千円を計上しています。

なお、国の少子化対策による子育て政策（補助金の減額措置の廃止）の詳細が未確定であるため、今回の窓口負担無料化の対象者拡大に伴う歳入歳出（補助金の減額、扶助費の増額及び手数料の減額）については、今後の補正予算で対応します。

3. 条例改正について

今回の窓口負担無料化の対象者拡大のために必要な名張市医療費の助成に関する条例の一部改正については、6月定例議会において議案を提出する予定です。

職員の収賄事件に係る第三者委員の設置について（報告）

1. 概要

令和5年2月に本市職員が収賄の容疑で逮捕（同年3月に起訴及び再逮捕）された事件（以下「収賄事件」といいます。）について、第三者の視点からの調査及び審議をするため、収賄事件に係る第三者委員を置くこととします。

2. 第三者委員及び審議

- (1) 第三者委員（以下「委員」といいます。）は、収賄事件に係る調査及び再発防止対策について審議し、その結果を市長に報告することとします。
- (2) 委員は3名以内とし、法律、入札契約、建築設計等に専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱することとし、任期は委嘱の日から（1）の報告をする日までとします。
- (3) 調査及び審議に当たって、委員が必要と認めるときは、職員に対し、資料の提出を求めることができることとし、また、適当と認める者に知っている事実を陳述させるなど必要な調査ができることとします。
- (4) 審議の手続は、関係者の審議への協力姿勢の確保、個人のプライバシーの保護、委員間における率直な意見交換など適正かつ効果的な調査及び審議を確保するため、公開しないこととします。

3. 今後のスケジュール

引き続き内部調査を行いながら、今後の裁判の進捗などに合わせ、5回程度の調査及び審議を行う予定です。

4. 報償

委員の報償は、職務内容、専門性を考慮し、日額20,000円及び交通費とします。